

# 第 5 期

(平成24年度～平成26年度)

## 板橋区介護保険事業計画

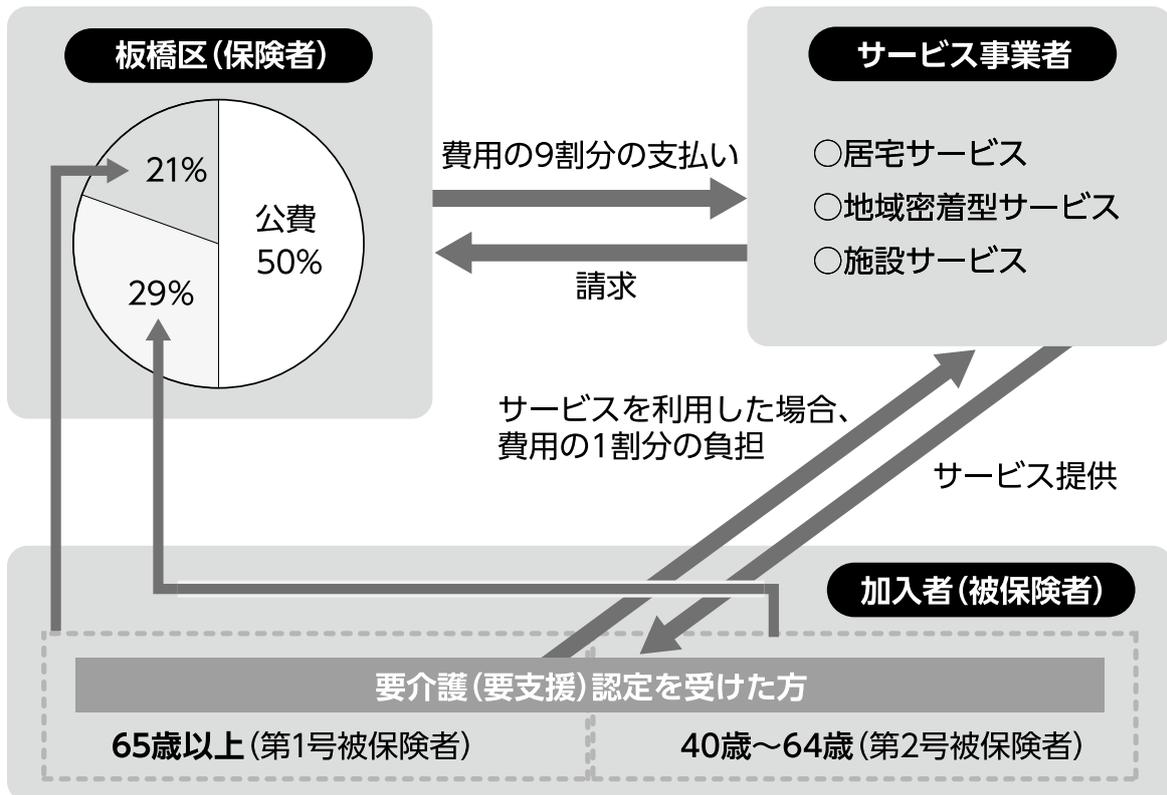
概要版



第5期板橋区介護保険事業計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間の介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス見込量を定めるとともに、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めています。

(介護保険法第117条)

介護保険制度は、加齢に伴う病気などにより介護を必要とする状態になっても、尊厳を保持し、できる限り自立した日常生活を送れるよう、利用者の選択に基づいて、必要なサービスを総合的かつ一体的に提供する制度です。介護費用は高齢者及び現役世代による社会全体によって支え合う仕組みになっています。



**基本理念** 第3期・第4期事業計画の理念を継続し、計画を推進します。

- 高齢者の尊厳と幸福追求の保障
- 利用者の選択によるサービスの適切な提供
- 個人の能力を活かし、生きがいある生活の実現
- 住み慣れた地域で、安心して生活ができる地域ケアの構築

## 【第5期事業計画の基本方針】

板橋区では、第3期事業計画において、団塊の世代が65歳以上となり、高齢化が一段と進展する平成27年（2015年）までに対応すべき長期目標を定めました。

第5期事業計画期間内において目標年度に達することから、この長期目標の達成に向けて計画を進めていきます。

### ○地域ケアとまちづくりの一体化

介護を受ける本人にも、その家族にとっても、住み慣れた地域でケアを受け続けることが望ましいものです。そのためには、まちづくりの観点から地域のケアを捉えなおし、各地域ごとに介護の資源をバランスよく整備していきます。

### ○介護予防・健康づくりへの本格的な取組

介護を必要とする状況は、本人や家族にとって必ずしも望ましい状況ではないはずですが、できないことを「してもらおう」ケアだけでなく、できないことを「増やさない」、自分でできることを「増やしていく」ケアへの転換を図っていきます。

### ○多様なライフスタイルを支えるネットワークの構築

今後、高齢者のライフスタイルはますます多様化し、公的介護サービスだけでは対応が困難なニーズが次々に発生すると想定されます。板橋区は、行政だけでなくNPOやボランティア等と協働しながら、多様な高齢者のニーズを最大限支援するためのネットワークを形成します。特に、地域の高齢者による同世代間の支えあいを重視します。

### ○給付の効率化

必要な人に必要なサービスを保障しつつ、社会全体の負担をなるべく軽減するには、給付の効率化が欠かせません。板橋区は、給付内容を精査検討し、利用者の健康を維持増進する給付を重視することで、費用対効果を踏まえた効率的な制度運営を図っていきます。

# I 高齢者の現況

## 1 高齢者数の推移

区の総人口は、平成 18 年度 526,275 人から平成 23 年度 535,802 人となり、9,527 人の増加となっています。このうち高齢者人口（65 歳以上）は 97,050 人から 109,490 人となり、12,440 人増加しています。この為、高齢化率（65 歳以上の高齢者数 / 総人口）は 18.4%から 20.4%となり、高齢化が一層進んでいます。特に後期高齢者は 10,781 人増加し、高齢者における割合も 42.7%から 47.7%となっています。

計画期間の推移をみると、高齢者人口(65 歳以上)は平成 26 年度には 121,320 人となり、現状（平成 23 年）よりもさらに 11,830 人増加し、高齢化率は 22.5%に達するものと見込まれます。

単位：人

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総人口	526,275	529,173	533,576	536,404	536,433	535,802
40 歳以上 65 歳未満 (第 2 号被保険者)	173,641	174,157	174,977	176,259	178,750	181,745
65 歳以上人口 (第 1 号被保険者)	97,050 (100.0%)	100,568 (100.0%)	103,466 (100.0%)	106,565 (100.0%)	108,111 (100.0%)	109,490 (100.0%)
前期高齢者 (65 歳～ 75 歳未満)	55,645 (57.3%)	57,137 (56.8%)	57,951 (56.0%)	59,033 (55.4%)	58,259 (53.9%)	57,304 (52.3%)
後期高齢者 (75 歳以上)	41,405 (42.7%)	43,431 (43.2%)	45,515 (44.0%)	47,532 (44.6%)	49,852 (46.1%)	52,186 (47.7%)
高齢化率	18.4%	19.0%	19.4%	19.9%	20.2%	20.4%

各年度 10 月 1 日現在（外国人登録者含む）

第 5 期計画期間（推計値）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総人口	536,816	537,623	538,242
40 歳以上 65 歳未満 (第 2 号被保険者)	181,422	181,731	182,141
65 歳以上人口 (第 1 号被保険者)	113,617 (100.0%)	117,744 (100.0%)	121,320 (100.0%)
前期高齢者 (65 歳～ 75 歳未満)	59,577 (52.4%)	62,243 (52.9%)	64,813 (53.4%)
後期高齢者 (75 歳以上)	54,040 (47.6%)	55,501 (47.1%)	56,507 (46.6%)
高齢化率	21.2%	21.9%	22.5%

## 2 要介護（要支援）認定者数の推移

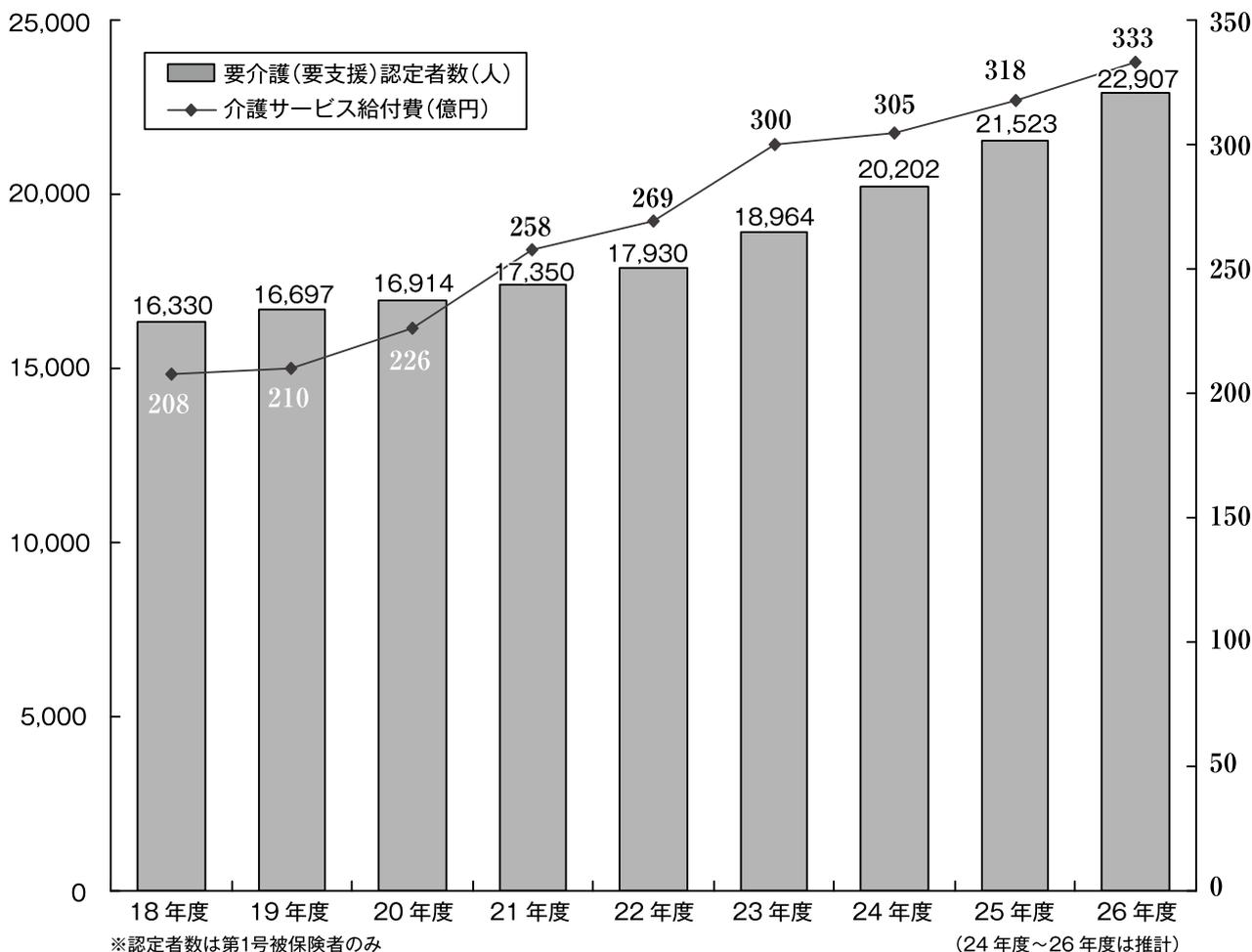
要介護（要支援）認定者は高齢者人口の増加とともに増加しています。

平成 18 年度の要介護（要支援）認定者は 16,330 人でしたが、平成 23 年度には 18,964 人（2,634 人の増 約 16.1%増）に増加しています。

第 5 期計画期間中には 2 万人を超え、平成 26 年度には約 23,000 人となるものと見込まれます。

介護サービスにかかる給付費は、要介護（要支援）認定者数と共に増加し、平成 26 年度には約 333 億円に達するものと見込まれます。

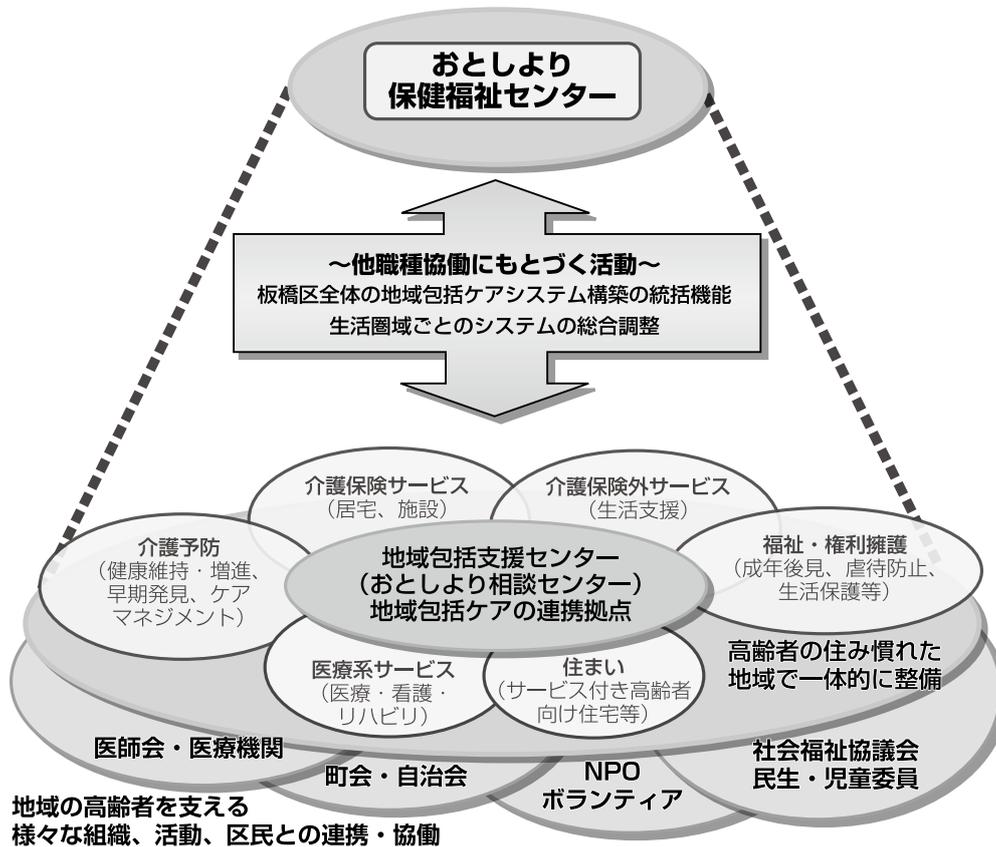
### 要介護（要支援）認定者数の推移と介護サービス給付費の推移



## Ⅱ 第5期計画の重点事項

### 1 地域包括ケアシステムの構築

#### いたばし地域包括ケアシステムの構築 ～第5期計画から取り組む「地域のすがた」～



#### (1) おとしより保健福祉センターの役割について

おとしより保健福祉センターは、平成3年の設置以来一貫して地域ケアの推進拠点として活動してきました。今後、板橋区が目指す新たな地域包括ケアシステムの構築は、おとしより保健福祉センターが中心となって担っていきます。

#### (2) 介護予防の推進

##### ① 介護予防普及啓発

要介護（要支援）認定者数の増加に伴い、介護予防の必要性もますます高まっています。「元気なときから」「ふだんの生活の中で継続して実践する」など、地域で支えあう仕組みの中で普及啓発していきます。

##### ② 参加しやすく効果的なプログラムの開発

元気な高齢者のための一次予防事業と要介護状態になるおそれが高い方のための二次予防事業が、継続して利用していただける仕組みとともに、効果的な内容のプログラムを開発していきます。

- |        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 一次予防事業 | らくらくトレーニング、口腔ケア講習会、ひとりでできるシニアコース等 |
| 二次予防事業 | 運動コース、お口の健康コース、会食サロン等             |

### ③介護予防自主グループ化の促進

二次予防事業終了後も活動が継続できるよう、支援の体制を整備します。

### ④介護予防事業の評価

介護予防事業対象者の把握事業やさまざまな介護予防事業とその効果について評価し、実施内容について検討を行います。

## (3) 医療との連携

日中・夜間を通じて24時間、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が新たに創設されます。

区では、この新たなサービス事業所の整備をはじめ、地域の医療機関及び関係機関と連携をとりながら、要介護者等の在宅療養支援を行っていきます。

## (4) 生活支援サービス

### ①高齢者見守りネットワークの構築

地域で見守りを必要とするひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれることから、地域包括支援センター（おとしより相談センター）を中心として、町会、自治会、民生児童委員活動の連携や事業所などの協力を得ながら、地域のネットワークを推進していきます。

### ②ひとり暮らし等の高齢者福祉事業の充実

ひとり暮らし等の高齢者に対する電話相談事業、緊急通報システム、配食サービスなど既存の事業の利用者は今後も増加が見込まれます。今後、より効果的な事業実施を展開するとともに、高齢者の安否確認システムや見守り支援システムとして整備、活用を図っていきます。

### ③住民共助による支援活動等の仕組みづくり

（仮称）シニア活動センターにおける社会貢献活動の推進、社会福祉協議会における「サロン活動」や「ぬくもりサービス」「外出援助」などの地域福祉活動、ボランティアセンターにおける区民の担い手の育成支援、NPO活動の支援などを通じて、住民共助による仕組みづくりを図ります。

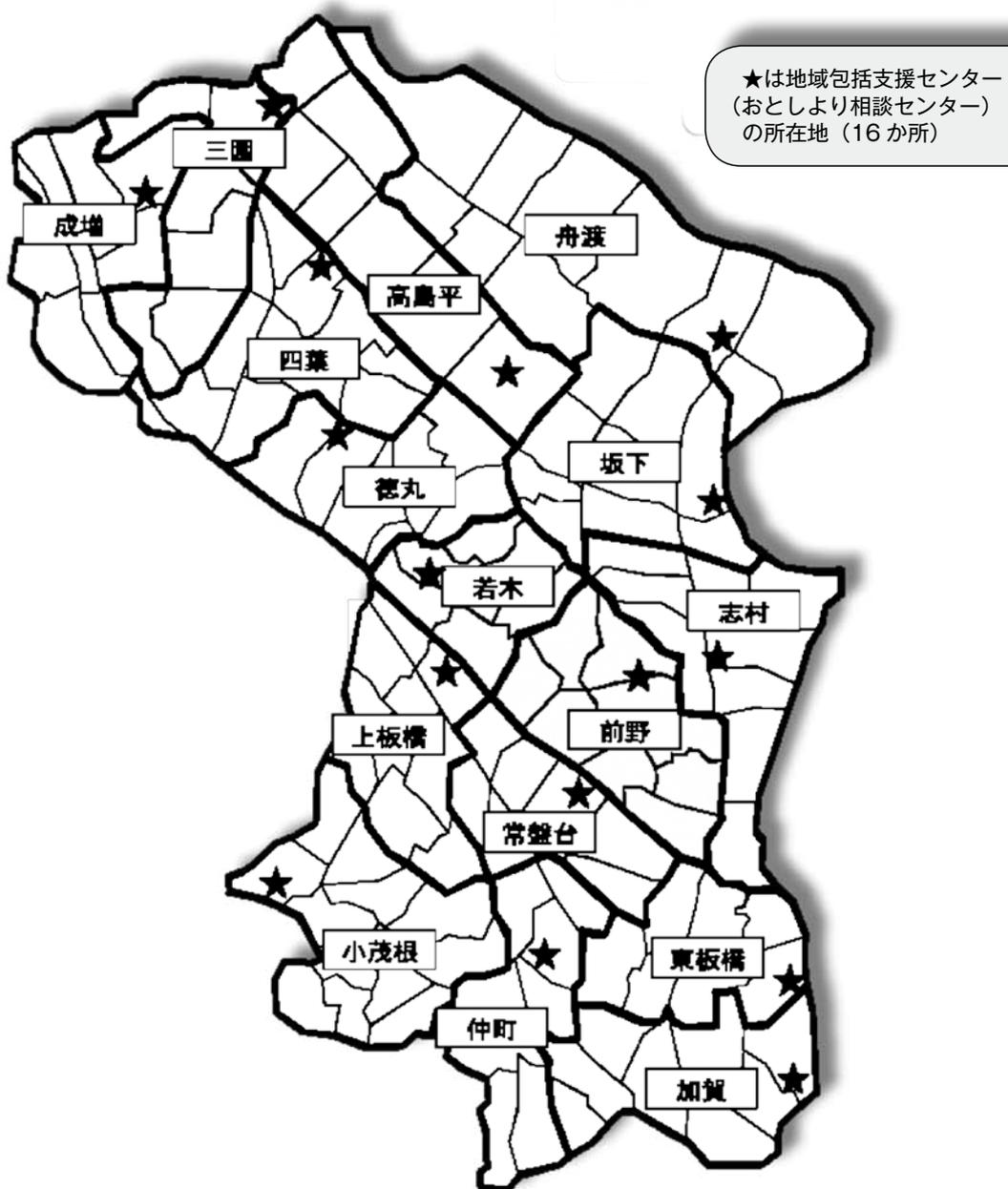
## (5) 住宅政策と連携した高齢者向け住宅の整備促進

板橋区では、福祉政策と住宅政策の連携を強化し、民間事業者による安否確認や生活相談等のサービス付き高齢者向け住宅の整備誘導や低所得高齢者向けの都市型軽費老人ホームの整備検討を行うなど、医療、介護、住宅が連携して、安心できる住まいの供給の促進を図ります。

## 2 地域包括支援センター（おとしより相談センター）の拡充

今後の高齢者人口の増加に伴う諸課題に対応するため、平成27年（2015年）を目途に、地域包括ケアシステムの基盤整備に向け、次のような取組みを検討・実施していきます。

- 日常生活圏域の見直し（18地域センターのエリアとの整合性）
- 地域包括支援センターの増設（現行16か所から増設）
- 地域包括支援センターの業務量に応じた体制整備（職員体制等）
- ワンストップサービスの充実化（区の福祉システムの利用）



### 3 認知症高齢者支援の充実

#### (1) 板橋区認知症高齢者支援体制の構築

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、認知症の予防・普及啓発から早期発見、適切な医療、地域での支援体制まで、認知症の高齢者と家族をとりまく支援体制を総合的に構築していきます。

- ・平成 24 年度 「(仮称) 板橋区認知症支援体制構築検討会」の設置
- ・平成 25 年度 「(仮称) 板橋区認知症支援連絡会」の設置

#### (2) 認知症に関する知識の普及啓発

##### ① 認知症高齢者を介護している家族への普及啓発

認知症高齢者の介護家族向けに、認知症の理解や対応方法等を習得するための講演会・講習会や、介護者自身の健康講座を開催しています。

##### ② 認知症サポーター・キャラバンメイトの養成

認知症についての正しい理解と対応の普及啓発を目的とした「認知症サポーター養成講座」の実施と、同養成講座の講師となるキャラバンメイトを養成しています。

#### (3) 認知症予防事業

##### ① 認知症予防事業（一次予防事業）の充実

平成 23 年度よりウォーキングプログラムを実践し、認知症予防に効果的な習慣を身につけていく「脳力アップウォーキングゼミナール」を開催し、認知機能低下を予防するための事業を実施しています。

##### ② 二次予防事業の拡充

生活機能評価チェックの把握方法を強化し、把握された二次予防事業対象者を、適切な認知症予防のための講座等につなげていきます。

#### (4) 早期発見・早期治療及び在宅認知症患者の急性期医療の体制構築

##### ① 相談機能の強化

地域包括支援センター（おとしより相談センター）等による「認知症相談」、「もの忘れ相談」事業、「認知症専門相談」等を充実させ、認知症の早期発見、早期治療につなげていきます。

##### ② 関係機関の連携・協働

認知症疾患医療センター、板橋区医師会、地域包括支援センター（おとしより相談センター）が連携・協働し、認知症の早期発見、早期治療及び在宅認知症患者の急性期医療に対する包括的支援体制を構築していきます。

## (5) 認知症高齢者と家族を支える地域の仕組づくり

### ① 家族支援

認知症高齢者の介護家族における心理的不安の解消を図るため「介護者のこころの相談（臨床心理士による個別相談）」を開設し、ピアカウンセリングやリフレッシュを目的とした家族介護者交流会を地域で継続的に実施し、支援していきます。

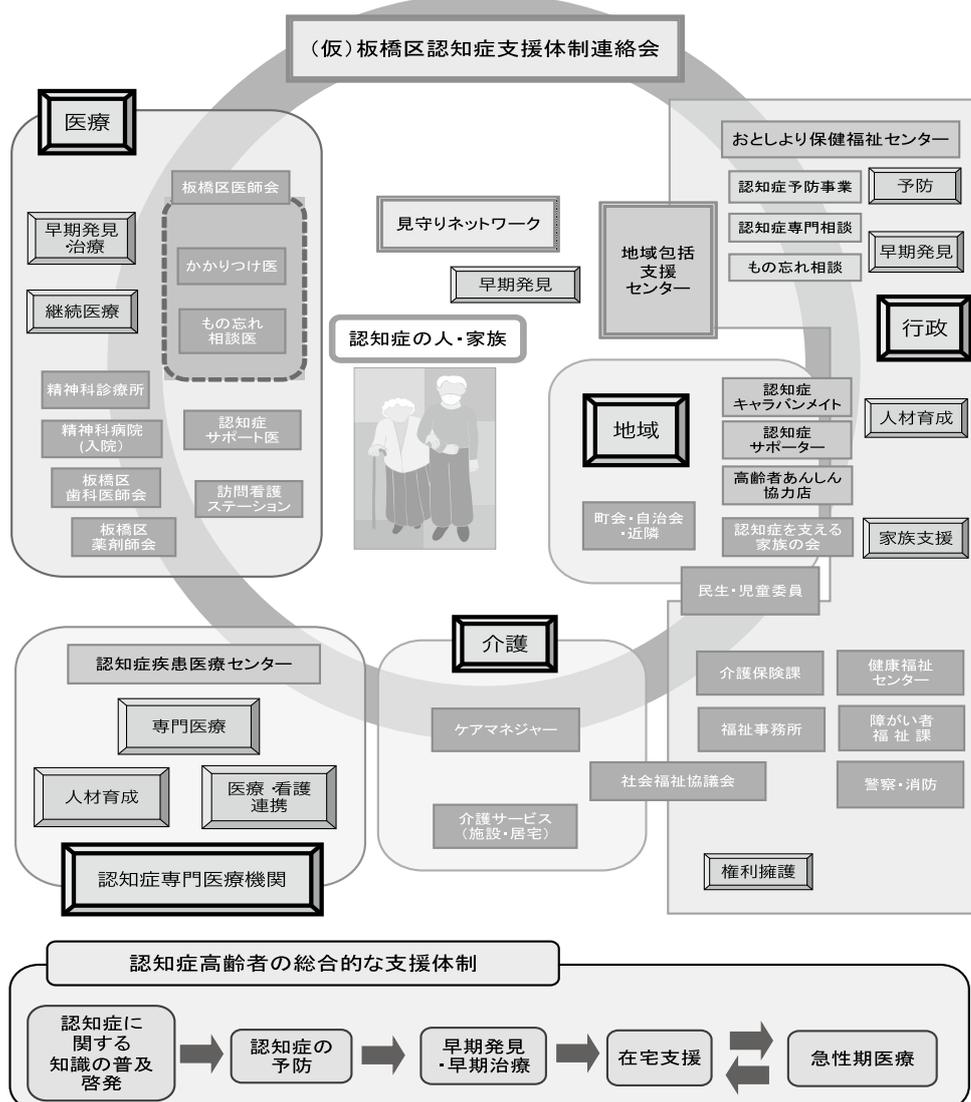
### ② 地域支えあい活動の支援

地域包括支援センター（おとしより相談センター）が中心となって、キャラバンメイトと協力し、認知症サポーターによる認知症高齢者・家族に対する見守りや支援などの体制整備を図っていきます。また、商店等の事業所が認知症高齢者を理解し、あたたかく対応する「高齢者あんしん協力店」の登録数の増加を図ります。

## (6) 若年性認知症支援

若年期の認知症は、高齢で発症する認知症とは異なるさまざまな社会的、家庭的問題を引き起こします。その固有な課題の実態把握を含めた総合的な支援について検討していきます。

### 板橋区認知症高齢者支援体制



## 4 介護サービス基盤の適切な整備

### (1) 地域密着型サービスの整備《重点事業》

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

見守りや緊急時の対応が可能となるサービスで、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に需要が見込まれます。第5期に創設されるサービスであり、今後事業者の参入意向や利用者数の様子を見ながら整備を行っていきます。

整備計画数 ( )は定員数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	—	2 (60)	2 (60)

#### ② 認知症対応型通所介護

一般の通所介護とのバランスを取りながら、今後の高齢者数及び認知症高齢者の増加に合わせて整備を進めていきます。

整備計画数 ( )は定員数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	1 (12)	2 (36)	1 (12)

#### ③ 小規模多機能型居宅介護

利用者と職員のなじみの関係の中で一体としてサービスを受けられることが本サービスの最大の利点であり、今後も認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）との併設で整備を進めていきます。

整備計画数 ( )は定員数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	1 (25)	3 (75)	2 (50)

#### ④ 認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）

第5期事業計画期間では、整備が遅れている生活圏域を中心に小規模多機能型居宅介護との併設を原則として整備を進めていきます。

整備計画数 ( )は定員数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	1 (18)	2 (54)	2 (54)

#### ⑤ 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等を一体的に提供することにより、切れ目のないきめ細かなサービスを提供することを目的とする、第5期に創設されるサービスです。区内には小規模多機能型居宅介護の整備が行き届いていないため、小規模多機能型居宅介護の整備を優先して行います。

整備計画数 ( )は定員数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	1 (25)	1 (25)	1 (25)

## (2) 施設サービスの整備

### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）《重点事業》

施設サービスとしては最もニーズがあり、多くの方が入所待ちの状況です。今後も需要増が見込まれるため、より緊急性の高い方のための施設数を確保できるよう、補助金や公有地の活用等により、積極的に整備を進めていきます。

整備計画数 ( )は定員数	平成 23 年度末	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	—	1 (110)	1 ※ (15)	3 ※ (175)
整備数 (累計)	12	13	13	15
定員数 (累計)	1,181	1,291	1,306	1,481

※平成 25 年度は板橋ナーシングホームの建替えによる定員増 ※平成 26 年度は北東京寿栄園の建替え含む

### ②介護老人保健施設

平成 29 年度末までに、介護療養型医療施設からの転換が多数予想されるため、状況に応じて整備を進めていきます。

整備計画数 ( )は定員数	平成 23 年度末	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	—	—	1 ※ (34)	—
整備数 (累計)	9	9	9	9
定員数 (累計)	1,129	1,129	1,163	1,163

※平成 25 年度は板橋ナーシングホームの建替えによる定員増

### ③介護療養型医療施設

平成 29 年度末までに廃止となり、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設や有料老人ホーム等への転換が想定されます。

今後、計画的な転換支援を図ります。(23 年度末 7 か所、484 床)

### ④特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）

事業者の参入意欲が高い一方、区民の入居割合は 5 割に満たない状況であり、今後は、介護が必要な高齢者の多様な住まい方に対応する施設として整備を検討していきます。



### Ⅲ 介護サービス量の見込

(数値は、延べ数)

#### 1 主な居宅サービス

			実績(年度)			計画(年度)		
			平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
訪問介護・ 介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護	(人)	53,027	51,691	58,595	60,980	63,347	65,550
		(千回)	1,012	965	1,122	1,167	1,212	1,254
	介護予防訪問介護(※)	(人)	18,978	21,504	25,172	28,442	32,140	36,316
訪問看護・ 介護予防訪問看護	訪問看護	(人)	12,399	12,940	13,992	14,561	15,127	15,653
		(千回)	64	66	66	68	71	73
	介護予防 訪問看護	(人)	540	727	990	1,119	1,264	1,428
		(千回)	2	3	4	4	5	5
通所介護・ 介護予防通所介護 (デイサービス)	通所介護	(人)	36,520	39,613	45,236	47,078	48,905	50,606
		(千回)	313	350	372	387	402	416
	介護予防通所介護	(人)	9,008	10,593	13,253	14,975	16,921	19,120
通所リハビリテーション・ 介護予防通所 リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリ テーション	(人)	11,930	12,134	13,398	13,943	14,485	14,988
		(千回)	88	90	96	100	103	106
	介護予防通所 リハビリテーション	(人)	1,585	2,205	2,864	3,236	3,657	4,132
短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	短期入所 生活介護	(人)	7,672	7,859	8,659	9,012	9,361	9,687
		(千日)	58	60	68	70	73	75
	介護予防短期 入所生活介護	(人)	56	55	53	55	57	59
		(千日)	1	1	1	1	1	1
福祉用具貸与・ 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与	(人)	51,728	54,230	58,964	61,364	63,746	65,963
	介護予防福祉用具貸与	(人)	4,218	6,129	8,342	9,426	10,651	12,035

※ 介護予防訪問介護については、月当たりの包括報酬のため、回数は設定できない。

#### 2 主な地域密着型サービス

			実績(年度)			計画(年度)		
			平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		(人)	—	—	—	0	360	720
認知症対応型通所介護・ 介護予防認知症対応型 通所介護	認知症対応型 通所介護	(人)	6,082	6,073	6,943	7,226	7,506	7,767
	介護予防認知症 対応型通所介護	(人)	18	20	13	15	17	19
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型 居宅介護	(人)	215	197	251	756	1,512	2,016
	介護予防小規模 多機能型居宅介護	(人)	19	27	40	120	250	300
認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護	(人)	2,412	2,712	3,000	4,092	4,740	5,388
	介護予防認知症 対応型共同生活介護	(人)	10	6	12	24	24	24

#### 3 主な施設サービス

		実績(年度)			計画(年度)			
		平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		(人)	14,628	15,408	15,504	16,824	17,004	19,104
介護老人保健施設		(人)	10,548	10,668	11,088	11,088	11,112	11,112
介護療養型医療施設		(人)	6,108	5,544	4,980	4,980	4,980	4,980

## IV 給付費の見込

第5期介護保険事業計画期間における保険給付費の見込額については、次の事項に留意し推計します。

### ○要介護（要支援）認定者の増加

高齢化の進展により、高齢者の増加とともに要介護（要支援）認定者および介護サービス利用者の増加が見込まれます。

### ○介護サービス事業所及び介護保険施設の整備

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）等の新たな整備が予定されています。

### ○介護報酬の改定

平成24年度に介護報酬が改定されます。

### ○介護報酬の地域加算の見直し

平成24年度に介護報酬の地域加算の見直しが行われます。

## 平成24～26年度における介護サービス費用見込み

第5期（平成24～26年度）での介護給付費は、3か年合計で約958億円と見込んでいます。

単位：千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費（A）	27,906,353	29,014,706	30,217,087	87,138,146
介護サービス給付費	26,056,233	26,792,255	27,565,907	80,414,395
介護予防サービス給付費	1,850,120	2,222,451	2,651,180	6,723,751
特定入所者介護サービス費（※1）等給付額（B）	978,962	1,076,858	1,194,543	3,250,363
高額介護サービス費（※2）等給付額（C）	732,750	806,025	891,628	2,430,403
審査支払手数料（D）	52,355	57,589	63,336	173,280
標準給付費見込額（A + B + C + D）	29,670,420	30,955,178	32,366,594	92,992,192
地域支援事業費（E）	888,541	926,927	968,647	2,784,115
介護予防事業	296,180	308,975	322,882	928,037
包括的支援事業・任意事業	592,361	617,952	645,765	1,856,078
総合計（A + B + C + D + E）	30,558,961	31,882,105	33,335,241	95,776,307

※1 特定入所者介護サービス費：所得が低い要介護者が施設サービスなどを利用した場合にかかる食費・居住費の負担を軽くするために支給される介護給付費。

※2 高額介護サービス費：1か月に利用したサービスの1割負担の合計額が一定額を超えた場合に、その超えた分を払い戻す費用

## V 第5期保険料

第5期の保険料の基準額を算出するにあたり、以下の事項に留意します。

### 保険料が上昇する要因

#### ○介護給付費の増加

介護サービス利用者の増、介護サービス事業所・介護施設の増加、介護報酬の改定、介護報酬地域加算の見直し等により、介護給付費の大幅な増加が見込まれます。

#### ○第1号被保険者の保険料負担割合の変更

財源の構成割合が20% ⇒ 21%に変更されます。

#### ○介護従事者処遇改善臨時特例交付金の廃止

第4期の介護報酬引き上げによる介護保険料の急激な上昇を抑えるために国が交付した介護従事者処遇改善臨時特例交付金は平成23年度をもって廃止となります。

これらの要因から、第5期の介護保険料基準額の大幅な上昇が見込まれます。そのため、板橋区は以下の対応を行います。

### 保険料の大幅な上昇を抑える方策

#### ◇介護給付費準備基金の活用

第4期介護保険事業計画期間に納付のあった保険料のうち、歳入と歳出の差額は安定的に介護保険制度を運営するため、介護給付費準備基金として積み立てをしています。板橋区では、平成23年度末で基金の積立額が約20億円になる予定です。このうち16億円を活用し、保険料の上昇を抑えます。

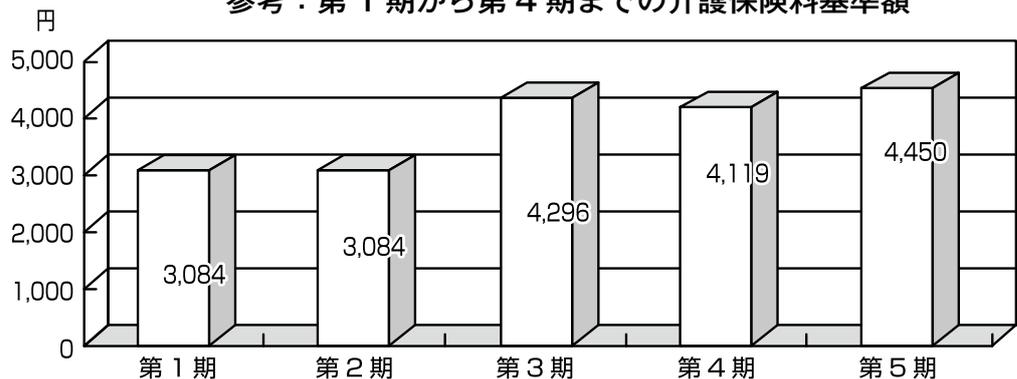
#### ◇財政安定化基金の取り崩し

東京都が設置している財政安定化基金の一部を取り崩し、保険料の上昇を抑えます。

第5期事業計画期間（平成24～26年度）で必要とされる介護給付費約958億円（第4期事業計画862億円 11.1%増）に対して、第1号被保険者の負担割合である約201億円（21.0%）が、第1号被保険者の保険料負担額となります。

201億円から都と区の基金を差し引いて、第5期の第1号被保険者数（65歳以上）で割り返した額が介護保険料基準額となります。

参考：第1期から第4期までの介護保険料基準額



**第5期介護  
保険料基準額  
月額  
4,450円**

第5期（平成24～26年度）の所得段階別介護保険料は、次のようになります。

段階	対 象 者	料率	年間保険料
1	・生活保護を受給の方 ・老齢福祉年金受給の方で、世帯全員が住民税非課税の方	0.5	26,700円
2	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額＋課税対象年金収入額が80万円以下の方 ※合計所得金額がマイナスの場合、合計所得金額は0円と置き換えます	0.56	29,900円
特例3	・世帯全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない方で、本人の前年中の合計所得金額＋課税対象年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	0.7	37,400円
3	・世帯全員が住民税非課税の方で、第1段階、第2段階及び特例第3段階に該当しない方	0.75	40,100円
特例4	・本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、本人の前年中の合計所得金額＋課税対象年金収入額が80万円以下の方 ※合計所得金額がマイナスの場合、合計所得金額は0円と置き換えます	0.9	48,100円
4	・本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、特例第4段階に該当しない方	1.0	53,400円
5	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円未満の方	1.2	64,100円
6	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	66,800円
7	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.5	80,100円
8	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	1.8	96,100円
9	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.1	112,100円
10	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.5	133,500円

なお、第1号被保険者の保険料を軽減する制度には次のものがあります。

- 災害等による保険料の減免制度
- 生計が困難な方の保険料減額制度

利用者負担を軽減する制度には、次のものがあります。

- 居住費（滞在費）および食費の負担額軽減制度（施設入所者、短期入所利用者）
- 高額介護（予防）サービス費（利用負担額について、一定の上限額を超えた部分が払い戻されます。）
- 貸付制度（住宅改修費、福祉用具購入費、高額サービス費）
- 災害等の減免制度
- 生計困難者に対する介護サービス事業者等による利用者負担の軽減

**第5期板橋区介護保険事業計画  
概要版**

刊行物番号

23-144

発行：板橋区健康生きがい部介護保険課事業計画係  
〒173-8501 板橋二丁目66番1号  
電話 (03) 3579-2358 FAX (03) 3579-3402  
Eメール：ki-jigyo@city.itabashi.tokyo.jp